

2021 年度 政策研究大学院大学
公共工事入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	2021 年 12 月 2 日（木） 10：30～12：00 政策研究大学院大学 3 B 会議室（オンライン会議）	
委 員	委員長 青山 伸一（公認会計士） 委員 川瀬 貴晴（名誉教授） 委員 松原 健一（弁護士） ※五十音順	
審議対象期間	2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日	
抽 出 案 件（合計）	3 件	<p>（備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札監視委員会設置要項に基づき、互選により青山委員を委員長に選出した。 ・事務局より、契約事務取扱規程の説明を行った。 ・個別審議案件について事務局から説明を行い、質問等への回答を行った。 ・審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなかった。
工 事（小計）	3 件	
一般競争入札 <small>（政府調達に関する協定対象工事）</small>	0 件	
一般競争入札 <small>（上記工事を除く）</small>	3 件	
工事希望型競争入札	0 件	
通常指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
設計・コンサルティング業務 <small>（小計）</small>	0 件	
簡易公募型 プロポーザル（拡大）	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

質 問	回 答
<p>1. 昨年度講評を踏まえての対応状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式1について、随意契約の際に適用される規則の条項は、工事とそれ以外で異なるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事と工事以外の契約ともに適用条項は同じだが、様式に条項を明示しているのは、条項を意識して理由書を作成させることをねらいとしたものである。
<p>2. 2020年4月から2021年3月までの間に発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について、指名停止等の措置状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止情報は公表資料か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の指名停止情報は、文部科学省文教施設企画・防災部施設企画課契約情報室から随時情報提供され、同室の運用するWebサイト上でも公開がなされている。
<p>3. 個別審議について</p> <p><u>(1) 自動火災報知設備更新工事（一般競争入札）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告期間は十分に確保されているか。 ・予定価格調書に記載されている日付が入札日と同日となっており、資料からは予定価格が事前に作成されたか判然としないが、作成時点に問題はないか。 ・円滑な審議のため、審議資料に作成時点が確認できる資料も添付してはどうか。 ・更新前の設備は設置から何年経過していたか。更新理由は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書及び資料の提出期限は、原則として交付を開始した日（公告）の翌日から起算して10日以上で設定するものとされているところ、規定以上の日数を確保した。 ・予定価格調書上には入札日を記載しているが、調書そのものは入札日以前に作成して封印し、開札時点まで保管している。 ・決裁日が記載された決裁文書の鑑等、適宜資料を追加することとしたい。 ・既存設備は新築時に設置されたもので15年が経過していたが、劣化進行や交換部品の生産終了等を受け、故障発生時の被害を考慮して予防保全として更新を決定した。更新にあたって最新機種を導入している。

質 問	回 答
<p>(2) 中央監視設備更新工事 (一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新前の設備は設置から何年経過していたか。既存設備の製造元は。 ・既存設備の製造元と同じ者が落札しているが、何か優位性があったのか。 ・製造元を指定した理由は。特定メーカーの製品でなくとも設備としての機能は果たせるのではないか。 ・メーカーを指定して、当該メーカー以外の者が参入できる余地はあったのか。 ・参考仕様としての扱いで仕様書上に機器等のメーカーを列挙することはあるが、改修工事であっても指定メーカーを明示することは障壁となるため一般的ではないと思われる。 ・入札辞退により1者応札となっているが、辞退者から理由を聴取しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備はジョンソンコントロールズ(株)製で、新築時に設置され15年が経過していた。 ・工事仕様書のメーカーリストにおいて機器メーカーを指定していたことが要因の一つであると考えている。 ・性能面で特段問題が発生していないこと、改修対象外の機器や末端センサー類との接続における相性、日常的に使用している設備常駐員の利便性を考慮したこと、等から既存設備と同じ製造元の機器を導入することとした。 ・メーカー以外の者が受注した場合でも、指定のメーカーに製品を下請発注し自社は施工を行う形で工事が可能であると考えている。 ・仕様策定においては、内容が必要以上に制限されていないか、よく検討の上で作成するように留意したい。 ・担当者の認識不足により聴取漏れであったため、今後は確実に辞退理由をヒアリングするようにしたい。
<p>(3) 防火シャッター改修工事 (一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格について。 ・競争参加資格が無いとされた1者について。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の防火シャッターに挟まれ防止の安全装置(危害防止装置)が設置されていなかったもの。2005年度に建築基準法改正により装置の設置が義務づけられたが、2016年度の同法改正により防火設備定期検査が開始され、経過措置期間の過ぎた2019年度の検査に至って発覚し、翌年度に対応することとなった。 ・配置予定技術者として2級建築施工管理技士

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者として建築施工管理技士を設定した理由について。 ・同種工事の施工実績として、2005 年度以降における防火シャッター工事の施工経験を求めているが、法令改正の時期等を考慮するとともに、単に「〇〇工事」とするのではなく、「危害防止装置の設置」のように具体的に記載するなど場合に応じた工夫が必要ではないか。 ・入札辞退者 1 者から辞退理由を聴取しているか。 ・既存シャッターの製造元は。 	<p>(仕上げ)で申請されたが、当該資格では建築一式工事における技術者となり得ないため、参加資格無しとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築業法に定める建築一式工事における技術者となり得る国家資格等に基づき、当該資格に決定し公告上に記載した。 ・ご指摘のとおりであるため、工事内容に応じて、品質確保の面と想定される参入者数を考慮の上、要件を設定するようにしたい。 ・ヒアリングによると、自社の得意分野から外れるため受注してもメリットが少ないと判断して辞退したとのことであった。 ・三和シャッターである。

委員講評

<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動火災報知設備更新工事 <ul style="list-style-type: none"> ・審議資料の予定価格調書について、作成状況が確認できる資料を追加するようにされたい。 2. 中央監視設備更新工事 <ul style="list-style-type: none"> ・工事仕様の策定においては特定のメーカーに有利にならないよう排他性の無いものとするように留意されたい。 ・入札辞退者からは可能な限り辞退理由を聞き取ること。 3. 防火シャッター改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格における「同種工事の施工経験」の内容は、工事に応じて、品質確保の点から経験を持った者を特定できるよう具体的な記載にするとともに、必要以上に詳細にして参加希望者を制限することがないようにバランスを取って設定するように留意されたい。 4. 全体 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も適切に入札・契約業務を執り行うこと。
